破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７２号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番４号　セントラルマンション月寒中央102号室、住民票上の住所札幌市豊平区中の島１条２丁目４番20号　中の島ハイツ１号
債務者　長谷山一夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８号
札幌市南区石山３条６丁目12番21号
債務者　尾角　絵理
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１号
札幌市北区新琴似４条２丁目１番15号　左
債務者　山本　　眞
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
札幌市北区新琴似４条２丁目１番15号　左
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目５番２号
債務者　杉村　暢治
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番22―301号
債務者　福家　葉子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番22―301号
債務者　福家　延梨（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番22―301号
債務者　福家　妙彩（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８号
札幌市北区北37条西６丁目３番16号　コーポシルキー12号
債務者　渡邉　久男
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０号
札幌市中央区南12条西22丁目１番10号
債務者　星　　勝人
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３号
札幌市北区北28条西９丁目１番33号
債務者　河野惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８号
札幌市白石区本通６丁目北３番15―101号
債務者　横山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１号
札幌市白石区平和通10丁目北10番10―105号
債務者　小笠原光彦
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０号
札幌市中央区南13条西17丁目１番５―102号
債務者　高橋　孝次
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９号
札幌市手稲区曙11条１丁目１番16―201号、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東１条18丁目４番５―703号
債務者　簾内　信行
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
山形県酒田市光ケ丘２丁目15番24号、前住所山形県酒田市光ケ丘１丁目７番10号
債務者　村井　真理
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６７１号
群馬県伊勢崎市野町182番地49
債務者　五十嵐　徹
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
前橋地方裁判所